

## 利尻富士町家庭支援商品券事業「取扱Q & A」

### (町民向けQ & A)

Q 1 : 家庭支援商品券とはなんですか。

A 1 : 物価高騰等の負担の影響を軽減し、家庭への生活支援を行うとともに地元消費の拡大を図るため、全世帯に支給する商品券です。

緑色の「一般商品券」と青色の「宿泊・飲食限定商品券」の2種類があります。

Q 2 : 「一般商品券」と「宿泊・飲食限定商品券」の違いはなんですか。

A 2 : 「一般商品券」は、町内すべての加盟店で使用することができ、「宿泊・飲食限定商品券」は、加盟店のうち宿泊施設と飲食店のみで使用することができる商品券です。

Q 3 : 使用期限を失念していました。3月1日以降に使用することはできますか。

A 3 : 原則できません。このようなことが無いよう使用期限が近づきましたら、町からもIP告知端末等にて周知致します。

Q 4 : 取扱加盟店を教えてください。

A 4 : 商品券を交付する際に一覧表をお渡しします。

なお、取扱加盟店は店頭に「取扱加盟店」の掲示があります。

### (取扱加盟店向け)

Q 5 : どうして取扱店になる必要があるのですか。

A 5 : 本事業は「利尻富士町地域振興券（第3弾）事業」と合わせて、消費を促進する緊急経済対策事業です。

町民にとっても多くの店で利用できる方がメリットありますし、町全体の緊急経済対策として実施するものですので取扱店に加盟されるようお願い致します。

Q 6 : 至急換金してほしい場合対応できますか？

A 6 : 指定の換金日での支払いを基本としますが、事情勘案の上、出来る範囲で対応いたします。

Q 7 : 取扱加盟店として、対応に注意することはありますか？

A 7 : 新型コロナウイルス感染症対策の徹底が必要です。「北海道スタイル」の実践をお願い致します。

また、宿泊施設・飲食店以外の加盟店様において、青色の「宿泊・飲食限定商品券」を使用することはできません。券の表紙及び券面に大きく記載しておりますが、誤って町民の方が使用しませんようご注意くださいようお願いいたします。